

定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について (第1～3号議案説明資料)

2022年1月31日

電力広域的運営推進機関

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。変更の背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。なお、その他技術的な規定の変更等もあわせて実施しております。
 1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～8】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
 2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド9～20】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
 3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド21～24】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
 4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド25～27】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～8】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド9～20】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド21～24】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド25～27】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

再生可能エネルギーについて、最大限導入と国民負担の抑制を両立しながら「主力電源化」に向けた環境整備を進めていくため、再生可能エネルギー電気特措法の改正（※1）により、現行のFIT制度に加え、FIP制度、廃棄等費用の積立制度、系統設置交付金制度等が新たに創設されることとなった。また、現行のFIT制度の業務に加え、これらに関連する、交付金交付、納付金徴収、解体等積立金管理、入札等の業務も新たに発生することになった。

※1 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）による、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の改正。



これらの再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を確保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせるため、本機関がこれらの業務を一括して行うこととなった。



これに対応するため、

- 再生可能エネルギー電気特措法に基づき本機関が行う、交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関するルールの整備が必要。
- また、交付金の交付業務等の本機関の資金管理業務に対し、万全な対応を取ることができるよう、借入れや広域機関債の発行、余裕金の運用等の資金管理に関するルールの整備が必要。

[変更内容]

(交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施)

- 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法に係る交付金（供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金）の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理並びにFIT及びFIPに係る入札業務を行う旨規定
- 本機関は、納付金の徴収等に関する業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受ける等規定
- 系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う一般送配電事業者又は送電事業者は、系統設置交付金の交付を受けることができる旨、交付を受けるに当たり、系統増強等に係る費用の額を本機関に届け出て、本機関は経済産業大臣へ提出する旨規定

(資金管理)

- 本機関は、借入れ又は機関債の発行をすることができ、それらに係る債務について政府の保証を求めることができる旨、業務上の余裕金、解体等積立金及び納付金を運用することができる旨規定

【定款第5条第8号の2～第8号の4、第36条第5項第11号、第56条の4、
第61条の2～第61条の4】<新設>

【業務規程第64条の3、第18章】<新設>

【送配電等業務指針第53条の3】<新設>

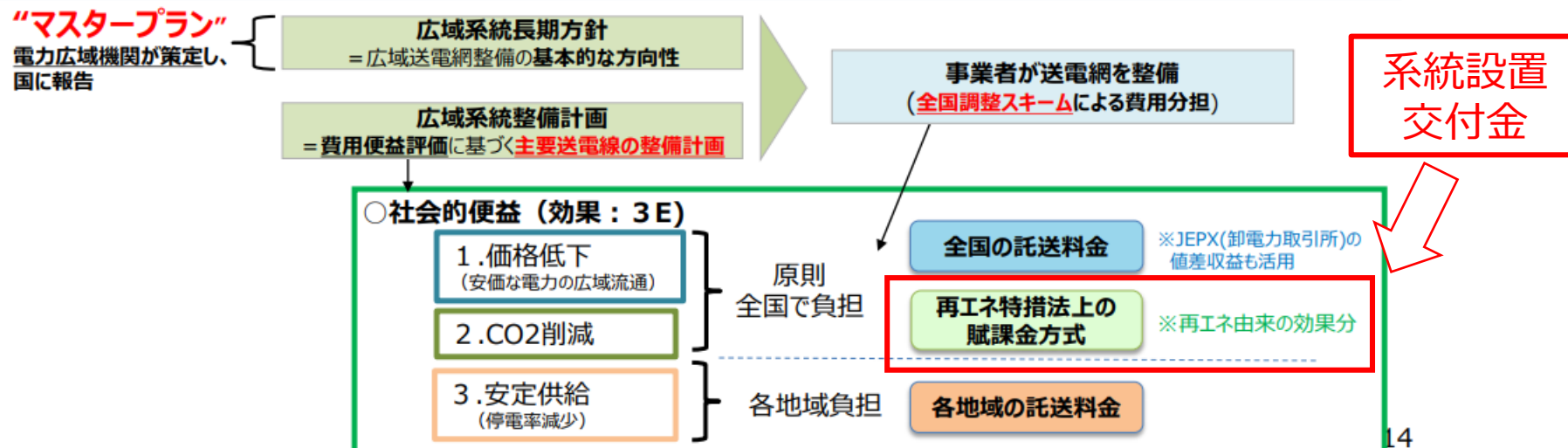
今後の再エネ特措法の執行体制の在り方 (案)

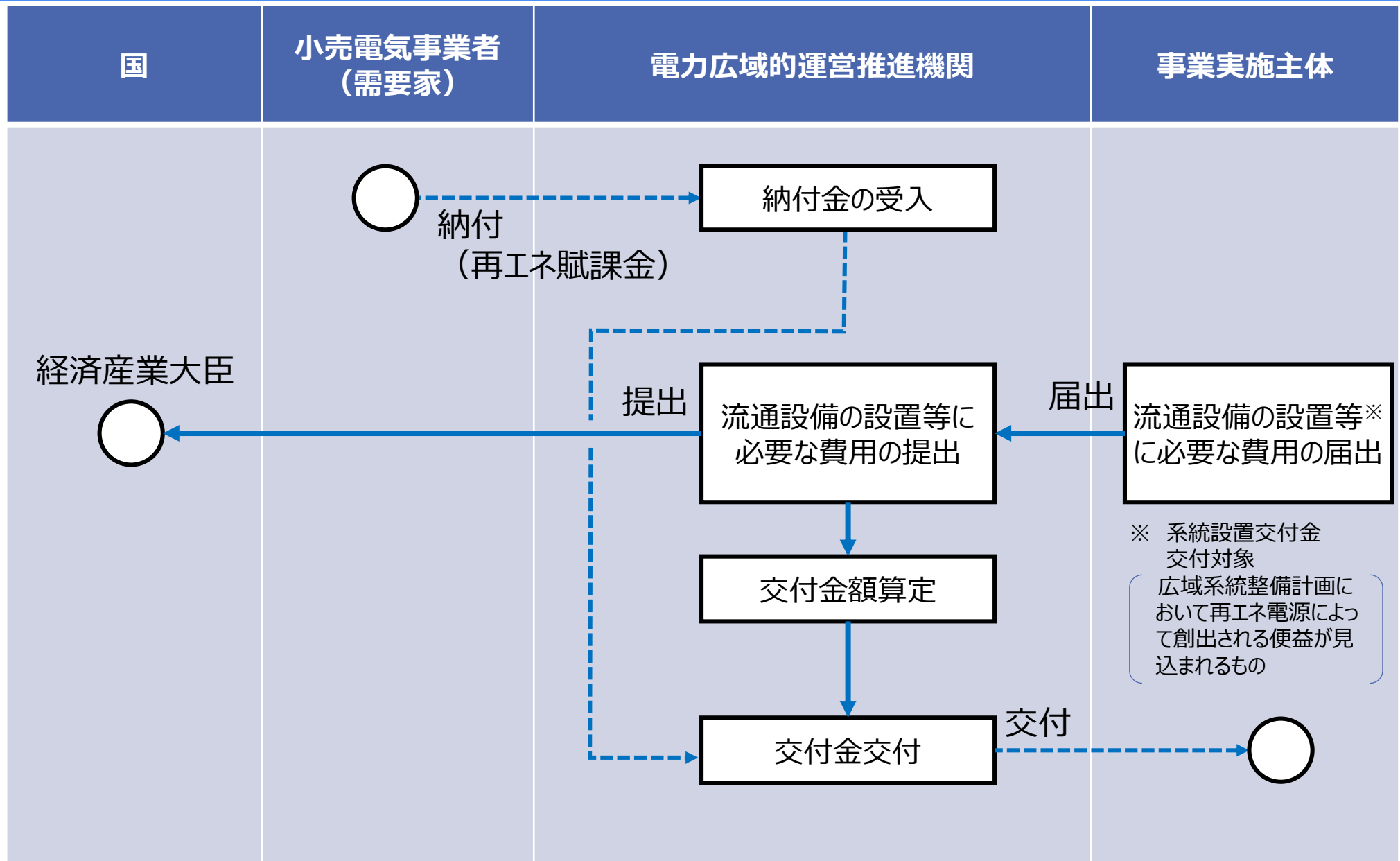
- これまでFITに係る入札及び費用負担調整の2つの業務についてそれぞれ法人を指定して業務を実施してきたが、制度改正により、今後は、FITに加えFIPに係る入札や費用負担調整業務が生じることにより、単純に業務が倍増するとともに、廃棄積立業務や系統賦課金に係る業務も増えることとなるため、質・量ともに業務量が増大する。
- また、これまでの業務においては、原則、小売事業者や送配電事業者とのやりとりであったが、FIP制度、廃棄費用積立制度といった新たな業務においては、執行機関が多数の発電事業者とやりとりする必要がある。
- こうした業務を、効率的かつ一体的に執行するためには、多様化する執行業務についてそれぞれ指定法人に担わせるのではなく、一つの認可法人に現行業務及び追加業務を一括して担わせることとしてはどうか。
- その主体を新たに設立することは追加コストの発生につながるため、既に電気事業法上において認可法人として業務を実施している「広域的運営推進機関」にこれらの業務を担わせることが適当ではないか。
- なお、執行機関の変更に際しては、特に現行法の執行に係る業務について、移管に伴う混乱が起こることのないよう執行業務全体の継続性及び一体性に十分留意しながら、円滑に執行業務が移管されるよう国・GIO・広域機関を含む関係者間で連携して取り組むべきである。

第27回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2021年9月3日）資料から抜粋・修正

マスタープランに基づく設備増強と費用負担（賦課金方式の適用範囲）

- マスタープランに基づく設備増強は、全国に裨益する便益を含めた社会的便益が費用を上回るとの判断に基づき実施されるものであることから、再エネ特措法上の賦課金方式の活用等の全国調整スキームを広く適用することが考えられる。
- 他方、複数の供給区域にまたがる地域間連系線と異なり、単一の供給区域内の基幹系統の増強については、マスタープランの内容が現時点において十分見通せない中では、その規模感を想定できない。
- 再エネ主力化小委員会の中間取りまとめに沿って、まずは、広域的な再エネ活用が進むことが明確な地域間連系線及びこれに伴う地内系統の整備に賦課金方式を適用することとし、賦課金方式の適用範囲の拡大については、マスタープランの策定を進める中で、検討していくこととする。





1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～8】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド9～20】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド21～24】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド25～27】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

- レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用するなどして、新たな事業者がAI・IoT等の技術も活用しつつ、自ら面的な運用を行うニーズが高まっている。
- また、災害対応の強化や分散型電源の更なる普及拡大の観点から、分散型電源を束ねて供給力や調整力として提供する事業者（アグリゲーター）のビジネス環境を整える必要性が高まっている。



これらに対応し、分散型ネットワークの環境整備や、分散型電源の導入促進に向けた環境整備を行うため、電気事業法の改正（※）により、新たに配電事業者・特定卸供給事業者（アグリゲーター）の各電気事業ライセンスが新たに創設されることになった。

※強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）



これに対応するため、

- 新たに創設される配電事業者・特定卸供給事業者は、電気事業者として本機関の会員になることから、総会における議決権や、会費・特別会費の扱いについて、ルールの整備が必要。
- また、新たな配電事業者・特定卸供給事業者を、各電気事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に合わせて適切に位置付けるべく、ルールの整備が必要。

[変更内容]

(本機関の総会における議決権)

- 本機関の総会における議決権に関して、以下のとおり規定
 - 配電事業者は送配電事業者グループ、特定卸供給事業者は発電事業者グループに分類する旨規定
 - ※ 本機関の業務運営の中立性・公平性を確保するため、3つのグループ（送配電事業者グループ、小売電気事業者グループ、発電事業者グループ）に会員を分類し、3グループが同等の議決権の重みを持つように配分している。
 - 送配電事業者グループにおける配電事業者の議決権は、従来、一般送配電事業者に配分していた議決権を、全一般送配電事業者と全配電事業者の総需要電力量の比率に基づきそれぞれに配分したうえで、各会員平等に配分する等規定
 - 発電事業者グループにおける特定卸供給事業者の議決権は、発電事業者グループの総議決権を発電事業者とあわせて各会員平等に配分する旨規定

(本機関の会費、特別会費)

- 本機関は、配電事業者及び特定卸供給事業者に対し、他の会員と同様に、会費を課す旨規定（規定の変更なし）
- 本機関は、配電事業者に対し、一般送配電事業者と同様に、特別会費を課す旨規定

【定款第24条、第55条】<変更>

【論点1】③配電事業者への議決権の配分

- 現在、一般送配電事業者及びその兼業者（発電・小売グループ含む）の合計が議決権全体の1/3を超えないよう、下記のとおり算出している。

A（一般送配電事業者の小売部門の兼業者） + **B**（一般送配電事業者の発電部門の兼業者） = **Z**（送電事業者 + 特定送配電事業者）

送配電事業者グループの議決権 - Z = 全一般送配電事業者の議決権（各事業者の議決権は、事業者数で均等按分）

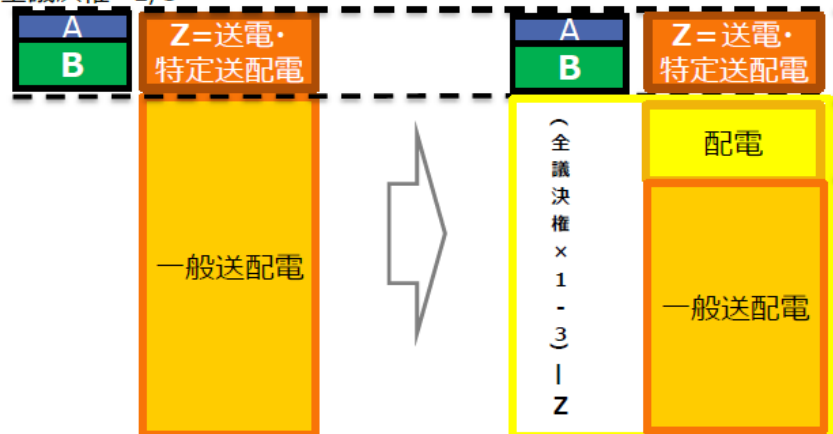
- 供給区域において電力システムを維持・運用する事業並びに電力システムを利用して発電および電気の小売を行う事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権の3分の1を超えないこと（2014.6.23第6回制度設計WG）
- 一般送配電事業者には託送供給等を行い、電圧および周波数を維持する義務が引き続き課せられるため、システムの安定的な運用のため一般送配電部門を持つ事業者が総会において一定規模の発言権を持つことが必要（2016.1.4電力広域機関資料「ライセンス制導入に伴う議決権の見直し案について」）

- その上で、配電事業者への配分については、一般送配電事業者と配電事業者の規模が反映されるよう、下記の方法により議決権を配分することとしてはどうか。

【配分方法】①全一般送配電事業者と全配電事業者の議決権の割合：電力量による按分※

②一般送配電事業者内・配電事業者内での各事業者の議決権は、事業者数で均等按分

全議決権×1/3



※按分に用いる電力量実績は、年度当初における会員を対象として把握できる最新年度（2年度前）の電力量を、当該年度を通して用いることとする。

※一般送配電事業者と配電事業者が親子関係等にある場合には、一般送配電事業者が議決権を有する会員となることとした上で、電力量についても一般送配電事業者に集約することとする。なお、親子関係を有する会員の電力量は、議決権を有する会員に集約する。

①全一般送配電/全配電の議決権の割合

=電力量で按分

(例：全一送の電力量：90/全配電の電力量：10の場合、一送・配電全体の議決権を、全一送：全配電 = 9：1で配分)

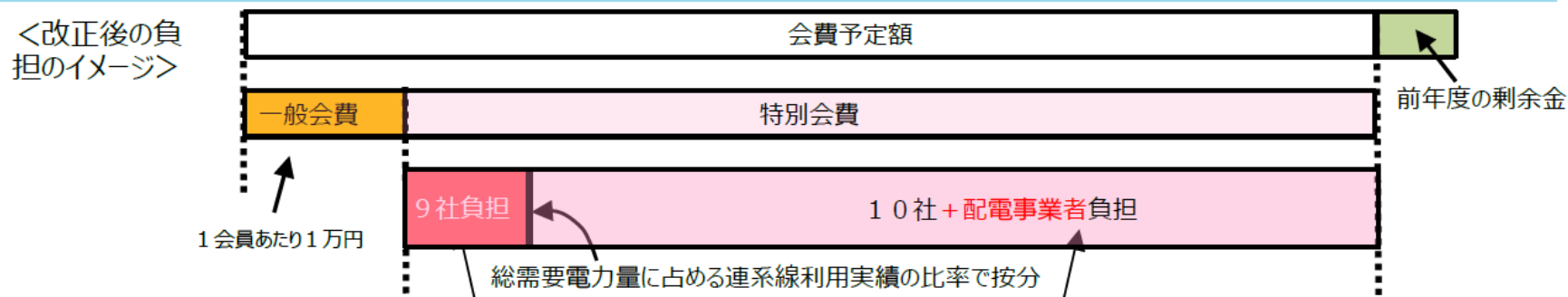
②一般送配電内/配電内での各事業者の議決権は、事業者数で均等按分

(例：一送Aと一送Bでは同じ議決権配分/配電Cと配電Dでは同じ議決権配分)

【論点2】配電事業者の特別会費等について

- 配電事業者は、一般送配電事業者と同様に託送料金を主たる収入として電気事業法上の電圧・周波数維持義務等を課せられた託送供給等を行う事業者として位置付けられることから、特別会費を課すこととしてはどうか。
- 他は従来通り一般会費のみの負担としてはどうか。
- また、災害等復旧費用の相互扶助制度における配電事業者の拠出金※については、基本的に特別会費と同様の方法で拠出することとして、詳細は、電力広域機関の運営委員会で議論することとしてはどうか。

※ 2020年6月電力レジリエンスWGにおいて、配電事業者は相互扶助制度の拠出対象として整理されている。



9社負担、10社+配電事業者負担の各事業者への配分は地域別の需要電力量に基づく。
各事業者の9社負担分と10社+配電事業者負担分のそれぞれの配分額の合計額が当該事業者の特別会費

- ※ 1 なお、配電事業者により地域間連系線の利用有無が異なるため、配電事業者の特別会費負担分は、「需要電力量の比率に基づいて計算する10社負担分」のみとする。
- ※ 2 電力広域機関の予算は年度ごとに策定しているため、特別会費の発生は4/1に事業を開始していることを基準点とした上で精算手続は行わないこととする。
- ※ 3 配電事業者が新規参入してまだ実績値がない間は、各年度における供給計画の第一年度の需要電力量を用いて、各一般送配電事業者の供給区域内における需要電力量の比率により、特別会費を算定する。
- ※ 4 配電事業者が事業撤退した場合、その実績値に基づく事業撤退以降の特別会費は、事業を承継した一般送配電事業者又は配電事業者が負担する。9

[変更内容]

- 本機関の定款・業務規程・送配電等業務指針の関連規定において、新たに配電事業者・特定卸供給事業者を適切に位置付けるべく、各事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に合わせ、必要な改正を行う。

※ 本改正は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の規定による改正電気事業法の規定や、「持続可能な電力システム構築小委員会第二次中間取りまとめ」（令和3年8月10日）の取りまとめ内容等と統合的な改正としている。

- 具体的な改正事項は、定款・業務規程・送配電等業務指針の多岐にわたるところ、主な改正内容は、下記・次スライドのとおり。

(定款の主な改正点)

定款	主な改正内容
第3章 総会	・配電事業者・特定卸供給事業者の議決権の配分に関する改正
第7章 会費等	・配電事業者に会費・特別会費・容量拠出金・電源入札拠出金・災害等扶助拠出金を、特定卸供給事業者に会費を求めることができる旨の改正

[変更内容]

(業務規程・送配電等業務指針の主な改正点)

業務規程	送配電等業務指針	主な改正内容
第3章 需要想定	第2章 需要想定	・配電事業者が供給区域需要の想定を行い、本機関に提出する等の改正
第4章 供給計画の取りまとめ等	第3章 供給計画の取りまとめ等	・配電事業者・特定卸供給事業者が供給計画を策定し、本機関に提出する手続等に関する改正
第5章 容量市場及び電源入札等	第4章 容量市場及び電源入札等	・本機関が行う容量市場における審査・テスト等について、配電事業者が情報提供等の協力をする等の改正
	第5章 調整力の確保	・配電事業者が調整力の確保に関する計画及び実績を作成し、本機関に提出をする等の改正
第7章 系統アクセス	第7章 系統アクセス	・配電事業者が行う系統アクセス業務について、現行の一般送配電事業者が行う系統アクセスの各種手続等と同様に行う等の改正
第8章 需給状況の監視	第8章 需給状況の監視のための計画提出	・配電事業者が調整電力計画を作成し、本機関に提出する（ただし、一般送配電事業者が提出する計画とあわせて本機関に提出できる）等の改正（なお、特定卸供給事業者は、現行どおり発電契約者又は需要抑制契約者として計画の提出を行う）
第9章 需給状況の悪化時の指示等	第9章 需給状況の悪化時の指示等	・需給状況の悪化時に、配電事業者・特定卸供給事業者に対して指示・要請を行う手続等に関する改正
	第10章 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等	・配電事業者が行う系統運用等について、現行の一般送配電事業者が行う系統運用等と同様に行う等の改正
第18章 年次報告書及び調査・研究	第16章 電力需給等に関する情報の提供	・配電事業者が、一般送配電事業者と同様に、電力需給等に関する情報を本機関に提出する等の改正

[変更内容]

【定款第3条、第7条～第11条、第43条、第55条の2、第56条、第56条の3】<変更>

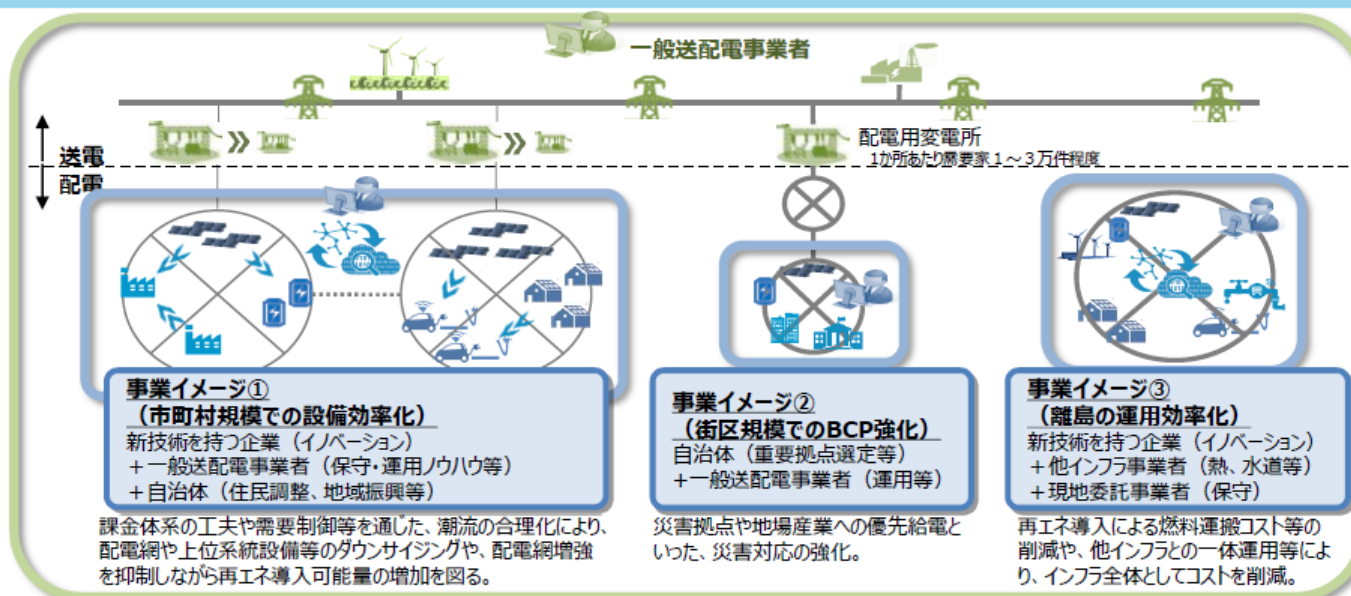
【業務規程第2条、第19条、第20条、第23条、第28条、第29条、第32条、第32条の2、第32条の8、第32条の9、第32条の11、第32条の12、第32条の20、第32条の21、第32条の25、第32条の27、第32条の28、第32条の31、第32条の34、第32条の35、第35条、第51条、第64条、第68条の2、第69条、第71条、第73条、第74条、第75条、第81条、第82条、第89条、第97条～第101条、第103条、第106条、第107条、第111条、第113条、第114条、第116条、第118条、第123条、第126条、第131条、第132条、第144条、第144条の2、第152条、第153条、第157条、第175条、第176条の7、第176条の9、第176条の10、第179条、第181条、第182条、別表11-1】<変更>

【送配電等業務指針第1条、第4条、第5条、第8条、第9条、第13条、第14条、第15条の3～第15条の6、第15条の13、第15条の15～第15条の17、第16条、第17条、第24条～第30条の2、第33条、第54条～第57条、第61条、第63条、第66条、第68条～第72条、第74条～第86条、第88条～第99条、第103条～第106条、第108条～第124条、第132条～第144条、第149条～第161条、第163条～第167条、第169条、第170条、第172条～第177条、第179条、第181条、第183条～第193条、第196条、第221条、第229条、第230条、第243条、第245条、第247条、第248条、第250条～第252条、第254条、第255条、第257条～第259条、第264条、第266条、第267条の6～第269条、別表7-1～別表7-3、別表12-1、別表12-2】<変更>

【送配電等業務指針附則（平成28年4月1日）第4条、附則（平成29年9月6日）第2条、附則（平成30年6月29日）第2条、附則（令和2年3月30日）第4条】<変更>

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度の概要

- レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者がAI・IoT等の技術も活用しながら、自らの面的な運用を行うニーズが高まっているため、安定供給が確保できることを前提に、配電事業者を電気事業法上に新たに位置付け。
- 例えば、自治体や地元企業が高度な技術を持つIT企業と組んだ上で配電事業を行い、災害時には特定区域の配電網を切り離して、独立運用するといったことが可能になることが期待される。
⇒電力供給が継続でき、街区規模での災害対応力が強化
- また、新規事業者によるAI・IoT等の技術を活用した運用・管理が進展する事が期待される。
⇒設備のダウンサイジングやメンテナンスコストの削減

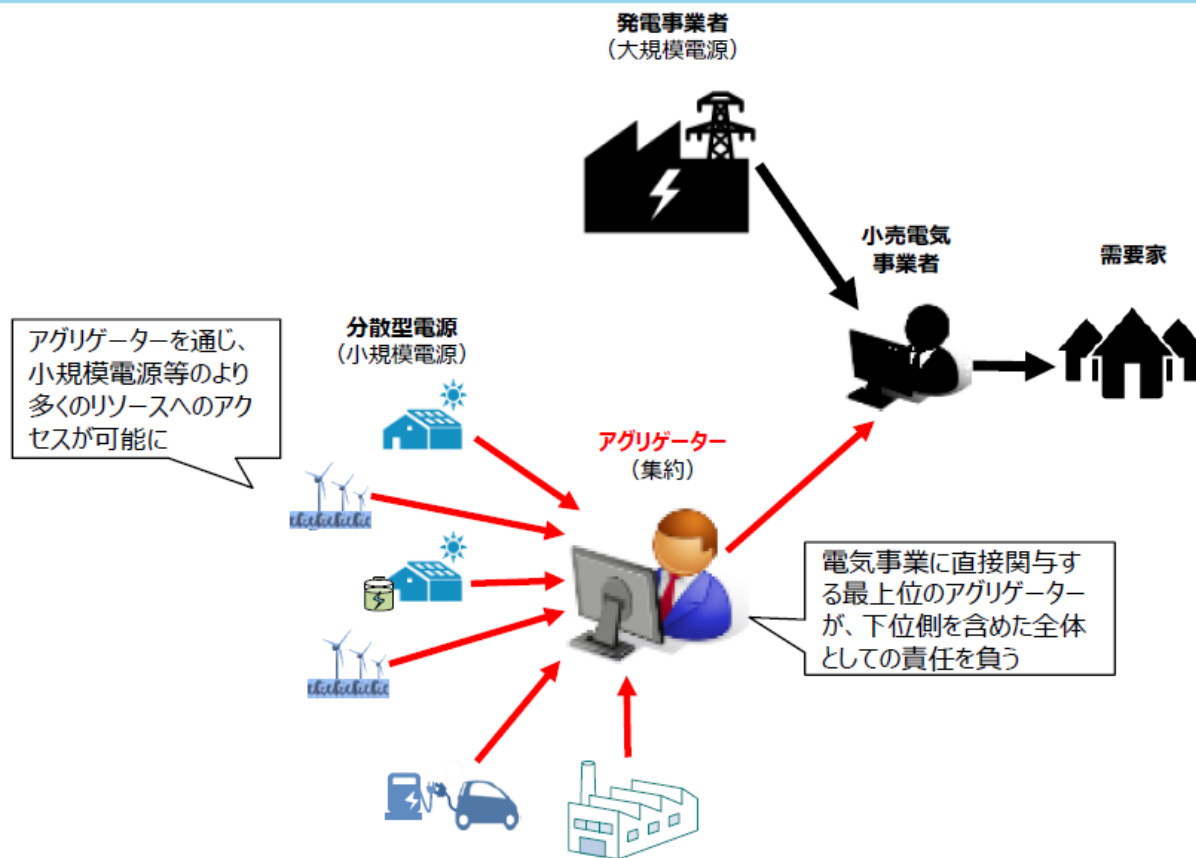


第5回 持続可能な電力システム構築小委員会 (2020年7月20日) 資料 1 から抜粋

2. 電力システムの分散化と電源投資

(2) アグリゲーター制度の概要

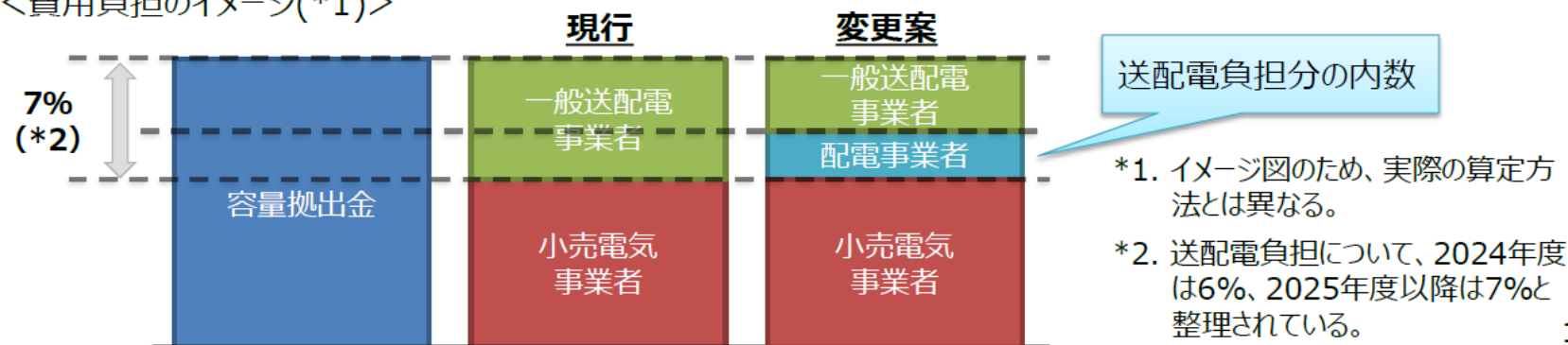
- レジリエンス強化や分散型電源の更なる普及拡大の観点から、分散型電源等を束ねて供給力として提供するアグリゲーターを、「特定卸供給事業者」として電気事業法上に新たに位置付け。
- 規制の適用関係を明確化することで、アグリゲーターの信頼性とビジネス環境の向上が期待される。



【論点3】配電事業者の容量拠出金の扱いについて

- 一般送配電事業者は、電気事業法上の電圧・周波数維持義務があり、必要な調整力を確保することが求められている。そのため、容量市場において必要な調整力を確保するための費用として、容量拠出金を負担することとしている。
- 配電事業者は、託送料金を主たる収入として、電気事業法上の電圧・周波数維持義務を課せられた、託送供給等を行う事業者として位置付けられており、一般送配電事業者と同様に電圧・周波数維持義務にもとづき、必要な調整力を確保することが求められる。そのため、配電事業者にも容量拠出金の負担を求めることとしてはどうか。
- 配電事業者が容量拠出金を負担する場合、いつから負担するかが論点となるが、容量市場の運用が開始する2024年度においても電圧・周波数維持義務が課されているため、配電事業者は2024年度から容量拠出金を負担することとしてはどうか。また、配電事業者の参入は、①配電事業の許可申請、②大臣の許可、③引継計画の作成、④大臣の承認、⑤事業開始、⑥事業開始の届出、の順に手続が行われることになるが、⑤事業開始した月から負担することとしてはどうか。
- また、配電事業者は、現在の一般送配電事業者から譲渡または貸与された配電網を維持・運用し、託送供給及び電力量調整供給をする事業者と位置付けられているため、容量拠出金の負担については、送配電負担としていた部分の内数にすることとしてはどうか。

<費用負担のイメージ(*1)>



第11回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会/
産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会
合同 電力レジリエンスワーキンググループ (2020年6月16日) 資料3から抜粋・修正

④各事業者の具体的な拠出額等について

- 各事業者に対する、電力広域機関への拠出額の割り当て方法については、現行の電力広域機関における特別会費の割り当てと同様に需要規模kWhに応じて拠出を求めることが想定される。その際、需要家に直接関わっていない送電事業者について、需要規模を算出することは困難であり、送配電事業者の拠出費用は一般送配電事業者の託送料金に結局転嫁されることから、拠出を求める事業者は、一般送配電事業者と配電事業者としてはどうか。
- また、各事業者からの拠出により電力広域機関に積み立てる額については、これまでの災害対応実績から想定した交付額見込みの試算（次ページ参照）を鑑み、年間数十億程度としてはどうか。その前提として、仮に積立残高を超える交付が発生した場合は、金利による国民負担増加を避けるために、電力広域機関においては資金借入れをせず、翌年度以降に徴収する各事業者からの拠出金をもって、実際の交付を行うことで、過度な拠出を求めないといった国民負担の抑制を行うこととしてはどうか。
- なお、過度な積み立てを回避するため、積立基準額を設定した上で、基準額までの不足額を補うように拠出金を回収することが望ましいが、これらの額の設定方法等といった残りの論点については、本制度をこの夏から早期適用する上では必ずしも必要ではないため、更に検討を行った上で、次回の議論としてはどうか。

1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～8】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド9～20】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド21～24】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド25～27】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

現行の供給計画の関係規定において、本機関は、電気事業者から提出された供給計画に記載された情報のうち、今後10年間の需給見通しに関する情報や、発電所の建設計画及び休廃止計画のうち適切な流通設備計画の立案のため必要と考えられる情報を、送配電事業者（※1）に共有することとしている。

※1 ここでは、一般送配電事業者、送電事業者と、新たに創設される配電事業者を指す。



小売電気事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求める発電側課金の仕組みが、国の審議会（※2）で提案され、現在、2024年度からの導入に向けた検討が進んでいる。

発電側課金の対象原価の算出や課金単価の設定にあたり、供給計画に記載された情報の一部を用いると整理されたことから、本機関から送配電事業者に対して、供給計画に記載された情報のうち、発電側課金の業務遂行に必要と考えられる情報を共有することが必要。

※2 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合



発電側課金の導入を見据え、これに対応するため、本機関は、供給計画に記載された情報のうち、一般送配電事業者の託送料金に係る原価の算定に必要な情報を共有するためのルールの整備が必要。

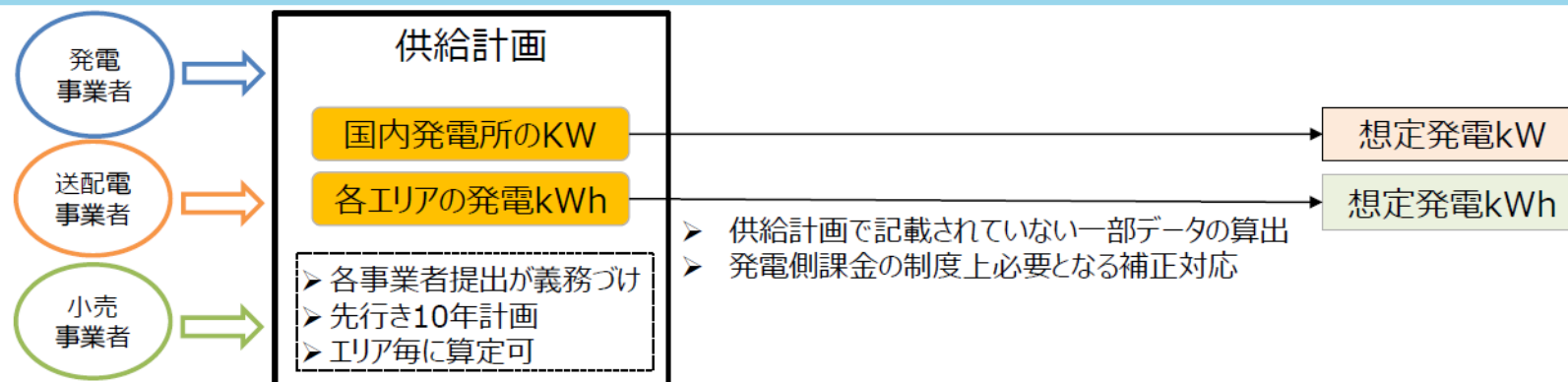
[変更内容]

- 会員から提出された供給計画に記載された情報のうち、一般送配電事業者の託送料金に係る原価の算定に必要な情報を、当該一般送配電事業者に共有する旨規定

【業務規程第32条】<変更>

3. 【論点1】発電側課金の対象原価及び単価設定に使用する想定値 (3) 「想定発電kW」、「想定発電kWh」の具体的な設定方法

- 電力広域的運営推進機関がとりまとめて公表している「供給計画」は、電気事業法に基づきすべての電気事業者が提出を義務づけられているもので、今後10年間の需給見通し、発電所の開発や送電網の整備計画、エリアごとの国内発電所の設備容量（kW）や発電電力量等の計画値も記載されている。
- 想定発電kWと想定発電kWhの設定にあたっては、「供給計画」を使用することとしてはどうか。
- 供給計画に記載されていない一部データ（太陽光、風力を除く1,000kW未満電源の中間年度（第2～4、6～9年度）の想定発電kWや想定発電kWhのうちスポット取引分の連系線流出入量）については、供給計画に記載のあるデータ（1,5,10年目）や過去実績を用いて算出することとしてはどうか。
- さらに、発電側課金の制度上、追加的に必要となる補正事項に関するデータについては過去実績等を用いて算出することとしてはどうか（詳細は次頁参照）。



1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～8】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド9～20】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド21～24】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド25～27】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

現行のインバランス料金制度は、卸電力取引価格に連動しつつ、系統全体の需給状況に応じた調整項（a）等を設けた算定式により計算される仕組みとなっている。

この調整項（a）は、一般送配電事業者が各供給区域のインバランス量を算定し本機関に提出、本機関が全国のインバランス量を集計したうえで、日本卸電力取引所（JEPX）が算出することとなっている。



2022年度に導入される新たなインバランス料金制度では、現行のインバランス料金制度にあった調整項（a）等を設けた算定式がなくなり、調整項（a）の算定に必要であった、一般送配電事業者から本機関へのインバランス量の提出等も不要となる。



そのため、現行のインバランス料金制度における調整項（a）の算定のために行っていた、一般送配電事業者によるインバランス量の提出と本機関の集計業務について、当該関連規定を削除する必要がある。

[変更内容]

- 一般送配電事業者のインバランス量の提出及び本機関の集計業務に係る規定を削除する。

【業務規程第190条の2】<削除>

【送配電等業務指針第271条】<削除>